

## ウイークリーコープご利用手数料に関する細則

## (目的)

第1条 この細則は、ウイークリーコープ利用規程第6条第1項にもとづき、生活協同組合コープぐんま（以下当生協）のウイークリーコープご利用手数料について定めます。

## (定義)

第2条 手数料は、ウイークリーコープご利用に關していただく基本手数料と、コープデリ宅配センターからの配達ごとにいただく配達手数料があります。

## (手数料)

第3条 利用形態と、一緒の配達先でコープデリ宅配をご利用されている組合員数により、お一人あたり、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。

利用形態	組合員数	基本手数料	配達手数料
個配	—	91円	100円
グループ 配達	3人以上	—	—
	2人	91円	—
	1人	91円	100円

## (優遇措置)

第4条 当生協は、組合員のご利用金額による手数料の割引を実施します。配達先あたりの手数料課金対象商品の受注金額合計が「11,000円（消費税別）」以上の場合、基本手数料及び配達手数料を全額割引とします。

2. 次に掲げるくらし応援割引を実施します。

割引種別	基本手数料	配達手数料	備考
シルバー	91円	全額割引	世帯全員が満65歳以上か夫婦2人世帯の場合はどちらかが満65歳以上の方
ふれあい	91円	全額割引	組合員本人または同居する家族が「身体障害者手帳」か「療育手帳」の交付を受けている方
赤ちゃん	全額割引	全額割引	母子手帳交付から1歳未満の赤ちゃんがいらっしゃる方。 (登録から2年間)
子育て	91円	全額割引	1歳から小学校入学前のお子様がいいらっしゃる方。登録から小学校入学を迎える年の3月末日まで
	全額割引	全額割引	受注金額が週あたり3,000円（消費税別）以上の場合に手数料を全額割引とします。
自然災害	全額割引	全額割引	自然災害の被災により「り災証明書」の交付を受けている方で、交付日（申請日）から1年以内の方。（登録から1年間）

3. ご利用金額による手数料割引、および手数料ポイント還元の対象となる商品・サービスはインターネットサイト内で案内します。

## (細則の変更案内)

第5条 この細則を変更する場合、生協はホームページ等で、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。

## (改廃)

第6条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て専務理事が行います。

## (付則)

この細則は、2007年11月5日から施行します。

2009年 4月25日 一部改定

2009年 8月15日 一部改定

2010年 3月15日 一部改定

2013年 3月25日 一部改定

2014年 1月29日 一部改定

2014年 2月13日 一部改定

2015年 3月21日 一部改定

2016年 4月 4日 一部改定

2016年 6月20日 一部改定

2018年 8月8日一部改定、同年 8月21日施行

2020年 2月12日一部改定、同年 3月21日施行